

シンガポール向け牛肉、豚肉等の携帯品（おみやげ等）輸出について

今般、農林水産省は、シンガポール政府当局と協議を行い、日本産の牛肉、牛肉製品、豚肉及び豚肉製品（以下「牛肉、豚肉等」という。）を個人消費用携帯品（おみやげ等）として輸出するための簡易証明書様式について合意しました。

今後、5kg 以内かつ個人消費用であれば、動物検疫所から、あらかじめ簡易証明書の交付を受けて空港売店等で販売されている牛肉、豚肉等については、購入後、日本の空港等に所在する動物検疫所における検疫手続きなく、そのままシンガポールに持ち込むことが可能となります。

また、日本国内で市販されている牛肉、豚肉等についても、空港等に所在する動物検疫所において簡易証明書の交付を受けることにより、携帯品としてシンガポールに持ち込むことが可能となります。

概要

これまで、シンガポール向けに輸出される日本産畜産物については、商業用貨物で輸出される牛肉、豚肉を対象とした条件を両国で取り決めていたところでした。今般、農林水産省は、シンガポール政府当局（シンガポール農食品・畜産庁（AVA））と協議を行い、日本産の牛肉、牛肉製品、豚肉及び豚肉製品（以下「牛肉、豚肉等」という。）を個人消費用携帯品（おみやげ等）として輸出するための簡易証明書様式について合意しました。

今後、5kg 以内かつ個人消費用であれば、動物検疫所から、あらかじめ簡易証明書の交付を受けて空港売店等で販売されている牛肉、豚肉等については、購入後、日本の空港等に所在する動物検疫所における検疫手続きなく、そのままシンガポールに持ち込むことが可能となります。

また、日本国内で市販されている牛肉、豚肉等についても、表示等で日本産であることが確認できる場合には、空港等に所在する動物検疫所において簡易証明書の交付を受けることにより、携帯品としてシンガポールに持ち込むことが可能となります。

<シンガポール向け牛肉等の主な携帯品輸出条件>

- ・ シンガポールへの持込量が一人当たり 5kg 以内であること
- ・ 個人消費用であること
- ・ 日本産の牛又は豚由来であり、市販されているものであること

（※日本国内で重要な家畜伝染病（口蹄疫等）が発生した場合、証明書の発行は停止されます。）

参考

- ・ 動物検疫所所在地一覧（外部リンク）

URL : <http://www.maff.go.jp/aqs/>

- ・ シンガポール農食品・畜産庁(AVA)（外部リンク）

URL : <http://www.ava.gov.sg/>

<商業用貨物でシンガポール向けに輸出される牛肉、豚肉について>

- ・ 偶蹄類の畜産物の輸出（外部リンク）

URL : <http://www.maff.go.jp/aqs/hou/exguuteirui2.html>

<添付資料>

- ・ シンガポール向け簡易証明書様式

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、菊池

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

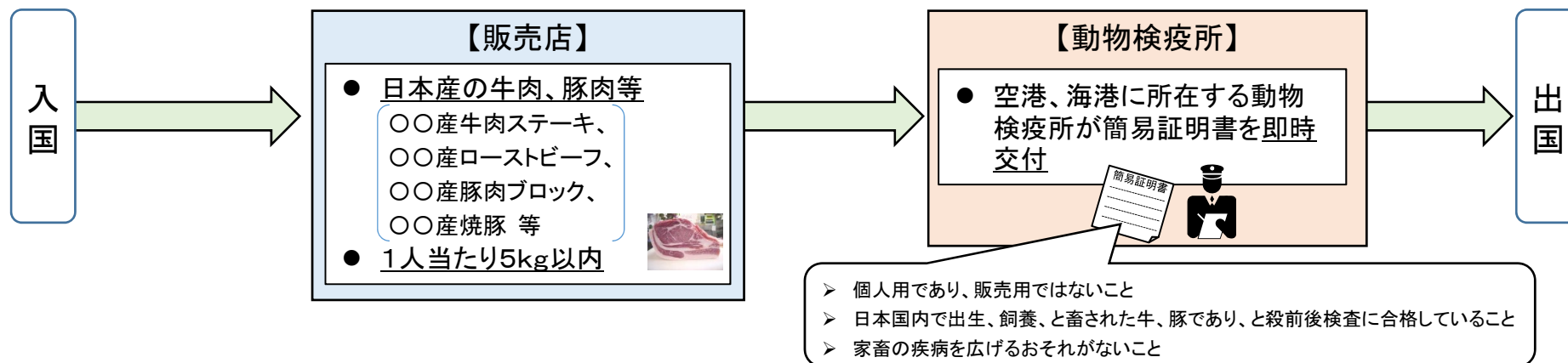
This is to certify that the product contained herein is free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Disease Control Law. It is derived from material from animals that were born, raised and slaughtered in Japan and passed ante- and post-mortem inspection in accordance with Japanese law.
The product is for personal use only and not for sale.

TO SINGAPORE

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
JAPAN

シンガポール向け牛肉、豚肉等のおみやげ持ち帰りの流れについて

市販されている牛肉、豚肉等は、動物検疫所に立ち寄っていただき簡易証明書を即時交付



あらかじめ簡易証明書の交付を受けて販売されている牛肉、豚肉等は、動物検疫所に立ち寄ることなく持ち帰り

